

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当)に  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 条 例 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

◇ 規 則 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認  
字の区域の変更

保険医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が  
あつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と  
なる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされる  
もの

被爆者一般疾病医療機関の指定

飼料の試験の結果の概要

解除予定の保安林

出納長の権限に属する事務の委任

## 条 例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
ここに布する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第二十八号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取  
県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の着陸料の項を次のように改める。

#### 着 陸 料

- 航空機の着陸一回ごとに、航空機の重量(当該航空機の最大  
離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して  
順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。
- 一 二五トン以下の航空機
  - (一) 一トン以下の重量については、当該重量に対し三五〇円
  - (二) 一トンを超え六トン以下の重量については、当該重量に  
対し三五〇円
  - (三) 六トンを超える重量については、一トンごとに五八〇円

二 二五トンを超え一〇〇トン以下の航空機  
 (一) 二五トン以下の重量については、一トンごとに六〇〇円  
 (二) 二五トンを超える重量については、一トンごとに九〇〇円

別表第一の停留料の項を次のように改める。

航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間二四時間(二四時間未満は、二四時間として計算する。)ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。

一 三トン以下の重量については、当該重量に対し二七〇円  
 二 三トンを超え六トン以下の重量については、当該重量に対し二七〇円  
 三 六トンを超え二五トン以下の重量については、一トンごとに九〇円  
 四 二五トンを超え一〇〇トン以下の重量については、一トンごとに八〇円

別表第二中「(年額)」を削り、「一三一元」を「一年三七七円」に、「一六一円」を「一月二八〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十七号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和四十二年七月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項を削り、同条第四項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十一条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に

に基づき、東郷町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五十五年四月一日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
東郷町大字松崎字新町三五五の一〇及び三五五の二二の地先	七九・二〇平方メートル

鳥取県告示第六百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十五年四月一日現在の地番による。)
大字松崎字新町	大字松崎字新町の全域並びに字新町三五五の一〇及び三五五の一、二の地先

鳥取県告示第六百二十二号

健康保法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市新町三丁目一〇 八の一の四	昭和五十五年七月二十二日
森本外科脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字逢東 一、二、一〇	昭和五十五年七月十八日
小川歯科医院	米子市両三柳四四八 一、三	昭和五十五年七月二十五日
歯科吉田医院	米子市和田町一八〇七 一	昭和五十五年七月十七日
坂口内科	米子市尾高町二二二	昭和五十五年七月十五日
福島小児科医院	米子市上福原字大澤 一四六三十一、一四六 三、二	昭和五十五年七月二十三日
水垣内科	鳥取市徳尾字右堂田一 五一、一六	昭和五十五年八月一日
社団法人鳥取県中部歯科医師会口腔衛生センター	倉吉市巖城三三八一	昭和五十五年七月一日

鳥取県告示第六百二十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
社団法人鳥取県中部医師会口腔衛生センター	倉吉市巖城三三八一	昭和五十五年七月一日
清水歯科医院	鳥取市今町一丁目五〇四	昭和五十五年七月七日
坂口内科	米子市尾高町一二二	昭和五十五年七月十五日
歯科吉田医院	米子市和田町一八〇七一	昭和五十五年七月十七日
福島小児科医院	米子市上福原字大澤一四六三一、一四六三一二	昭和五十五年七月二十三日
水垣内科	鳥取市徳尾字石堂田一五一一六	昭和五十五年八月一日

鳥取県告示第六百二十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
社団法人鳥取県中部医師会口腔衛生センター	倉吉市巖城三三八一	全国	昭和五十五年七月一日
清水歯科医院	鳥取市今町一丁目五〇四	"	昭和五十五年七月七日
坂口内科	米子市尾高町一二二	"	昭和五十五年七月十五日
歯科吉田医院	米子市和田町一八〇七一	"	昭和五十五年七月十七日
福島小児科医院	米子市上福原字大澤一四六三一、一四六三一二	"	昭和五十五年七月二十三日
水垣内科	鳥取市徳尾字石堂田一五一一六	"	昭和五十五年八月一日

鳥取県告示第六百二十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
河上 正子	鳥国薬第四二八号	昭和五十五年六月十九日
大谷 芝毅	鳥国薬第四二九号	"
廣田 吉明	鳥国歯第三九二号	昭和五十五年七月一日
大井 静雄	鳥国医第二、四九三号	昭和五十五年七月十日
竹内 亘	鳥国医第二、四九四号	昭和五十五年七月十一日
山本 哲夫	鳥国医第二、四九五号	"
渡邊 勝孝	鳥国医第二、四九六号	"
久野 悟	鳥国医第二、四九七号	"
西垣 隆志	鳥国医第二、四九八号	"
野口 俊之	鳥国医第二、四九九号	"
村上 功	鳥国医第二、五〇〇号	"
倉橋 明男	鳥国医第二、五〇一号	"

鳥取県告示第六百二十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の第三項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十五年七月二十九日	安田齒科医院	米子市朝日町五
"	水垣内科医院	鳥取市徳尾一五一―六

鳥取県告示第六百二十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十五年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり告示する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果							備考										
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		水溶性窒素	ペプトン消化率	D	C	P	T	D	N	ME	その他
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社本社工場	東伯郡大栄町由良宿大栄町農業協同組合供給課	くみあい配合飼料鳥取ビーラ後期	55.5	11.9	3.4	4.3	4.4	0.67	0.55												
		くみあい配合飼料鳥取ビーラ前期	55.5	14.5	3.2	6.7	5.9	1.01	0.59												
神戸市 日清製粉株式会社神戸飼料工場	東伯郡東伯町徳万558-1東伯町農業協同組合飼料基地	くみあい配合飼料子牛育成用	55.5	16.5	2.9	4.6	7.4	1.06	0.74												
		日清印乳牛用配合飼料東伯2号ベレット	55.5	16.9	3.3	4.5	7.3	1.18	0.74												
神戸市 日清製粉株式会社神戸飼料工場	東伯郡東伯町徳万558-1東伯町農業協同組合飼料基地	日清印肉牛用配合飼料ホルベニア	55.5	12.1	3.8	5.0	6.0	1.12	0.51												粗たんぱく質0.2%不足
		日清印子豚用人工乳サニエココロファートP	55.6	17.8	5.1	2.8	5.5	1.07	0.72												
神戸市 日清製粉株式会社神戸飼料工場	東伯郡泊村大字石脇中村産業(株)中部支店	日清印肉牛用配合飼料ニッソソニア前期	55.5	15.4	3.7	4.5	5.6	1.04	0.47												
		日清印子牛用人工乳ネオカーフスターター	55.5	21.3	3.0	4.5	6.4	1.07	0.68												
姫路市 アミノ飼料工業株式会社姫路工場	東伯郡東伯町徳万558-1東伯町農業協同組合飼料基地	日清印肉牛用配合飼料ニッソソニア育成	55.5	12.4	3.7	4.6	6.3	1.17	0.54												
		味えさ配合飼料ハイ・スタート	55.6	22.5	7.3	2.8	5.4	0.90	0.74												粗たんぱく質不足
神戸市 日本配合飼料株式会社神戸工場	東伯郡東伯町大字保大山乳業農業協同組合	三井印乳用牛飼育用配合飼料伯耆大山ベレット	55.5	18.8	2.6	5.7	7.6	1.25	0.78												
		三井印乳用牛飼育用配合飼料伯耆大山ベレット	55.5	19.0	3.0	5.1	6.6	1.02	0.78												

神戸市 協同飼料株式会社 神戸工場	倉吉市生田桑田 商店小鴨運送第 一倉庫	④全酪2号ベレット	55.5	17.2	2.9	5.3-	6.8	0.97	0.65												
		協同印種豚用 山陰種豚	55.5	14.9	3.6	2.9	5.5	1.05	0.61												
神戸市 協同飼料株式会社 神戸工場	協同印子豚用 肉豚前期	ハイコロ10	55.5	17.1	6.6	3.2	4.8	0.79	0.60												
		ハイコロ80ベレット	55.5	17.2	3.7	2.8	4.5	0.71	0.59												
徳浜市 日本農産工業株 式会社本牧工場	倉吉市広栄町 鳥取ノ一サン飼 料(株)倉吉支店	ノ一サン肉用生肥青配 合飼料 にこうしポツプ	55.6	13.3	3.6	3.5	4.9	0.83	0.47												
		ノ一サン子豚育成用 配合飼料 ベクトン子豚ベレット	55.5	16.4	3.7	3.0	4.9	0.76	0.64												
神戸市 日本農産工業株 式会社神戸工場	鳥取ノ一サン飼 料(株)倉吉支店	ノ一サン子豚用人工 乳後期用配合飼料 ミルクBベレット	55.5	19.4	4.6	2.1	4.5	0.69	0.58												
		クレマツ印 二種混合飼料竹号	55.6	9.1	—	—	1.7	—	—												

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄中、栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第六百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市大篠津町字安田三八五の二九
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 鳥取県告示第六百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定により、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させた。

昭和五十五年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 委任させた事務

芸術文化祭開幕公演「ふるさとをうたう」入場料、移動芸術祭集中公演「文楽」及び「ミュージカル」入場料並びに京都市交響楽団演奏会入場料の収納事務

## 二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 山口 武 夫

## 三 委任期間

昭和五十五年八月一日から同年十月九日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】